

計量行政審議会（平成２８年度第２回）

議事録

日時：平成２８年８月８日（月曜日） １４時００分～１５時４０分

場所：経済産業省別館３階３１２各省庁共用会議室

議題：

- １．答申のとりまとめについて
- ２．答申（案）の審議
- ３．その他

[配布資料]

資料１－１ 答申のとりまとめの流れ

資料１－２ 計量行政審議会（平成２８年度第１回）でなされた意見

資料１－３ 計量行政審議会基本部会の議論の整理

資料２－１ 「今後の計量行政の在り方一次なる１０年に向けて－」（案）
（計量行政審議会 答申（案））

資料２－２ 「今後の計量行政の在り方一次なる１０年に向けて－」概要

[配布資料（参考資料）]

参考資料１ 委員名簿

参考資料２ 計量制度の概要（参考）

出席者

[会長]

内山田 竹志 トヨタ自動車株式会社代表取締役会長

[委員]

一村 信吾 国立大学法人名古屋大学イノベーション戦略室長・教授

大谷 進 日本電気計器検定所理事長

大友 富子 全国地域婦人団体連絡協議会理事

小野 晃 国立研究開発法人産業技術総合研究所特別顧問

小野田 聡 電気事業連合会専務理事

葛西 光子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会監事

金澤 秀子 慶応義塾大学薬学部教授

河村 真紀子 主婦連合会事務局長

黒田 道子 東京工科大学名誉教授

小林 憲明 一般財団法人日本品質保証機構理事長

高増 潔 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科精密工学専攻教授

松村 徹 一般社団法人日本環境測定分析協会副会長

(敬称略)

○吉岡計量行政室長　それでは、定刻より少し早いようですけれども、皆様おそろいの方ですので、ただいまから平成28年度第2回計量行政審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を務めさせていただきます経済産業省計量行政室長の吉岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、会長並びに委員の皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席賜りましてありがとうございます。審議会開催に当たり、ご報告いたします。本審議会は、開催に必要な定数を満たしております。計量法施行規則第110条第1項及び第6項の規定に基づき、成立していることをご報告申し上げます。なお、本日、中村日本工作機械工業会副会長は所用によりご欠席となっております。

本審議会につきましては、公開で行います。写真撮影は、議事に入る前までと、今回につきましては議事の後にも時間を設けることとさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

また、本日の審議会は、メインテーブルの皆様におかれましては、お手元でございます。i P a d及び答申（案）のみ紙で配付してございますので、そちらでござらんになっていただくよう、よろしくお願いいたします。

それでは、これから議事に入りますので、恐れ入りますが、写真撮影はここまでとさせていただきます。以降の撮影はご遠慮をお願いいたします。以降の議事進行につきましては内山田会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○内山田会長　ありがとうございました。内山田でございます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。皆様のご協力を得まして、効率的に審議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

あわせて、本審議会の議事の運営について、ご説明申し上げたいと思います。本審議会の議事、配付資料、議事録は原則公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、配付資料の確認に入ります。事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○吉岡計量行政室長　本日の配付資料でございますけれども、繰り返しになりますが、お手元のi P a dにて各自ご参照いただきますよう、お願いいたします。また、お手元の答申（案）、資料2－1につきましては、i P a dと並べてご参照いただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

配付資料についてご説明いたします。計量行政審議会議事次第をごらんいただきたいと思います。

思います。資料１－１、答申（案）のとりまとめの流れについて。こちらにつきましては、とりまとめのスケジュール、及び進め方について記載してございます。資料１－２、計量行政審議会（平成28年度第１回）でなされた意見。こちらにつきましては、５月20日に開催されました本審議会でも出ました意見についてまとめている資料でございます。資料１－３、計量行政審議会基本部会の議論の整理。こちらにつきましては、６月10日、７月６日、７月29日と基本部会が開催されました。そちらでも出ました議論について、整理している紙でございます。資料２－１「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて一」ということで、計量行政審議会の答申（案）本体になっております。資料２－２「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて一概要」になっております。参考で作成いたしましたので、ごらんになっていただければと思います。加えまして、参考資料１、２という形でお手元にご用意してございますので、ご参照いただければと思います。配付資料につきましては以上でございます。

○内山田会長 ありがとうございました。

それでは、早速審議に入りたいと思います。議題１は答申のとりまとめについてでございます。

前回、５月20日に計量行政審議会の第１回を開催しまして、計量制度の見直しにつきまして委員の皆様よりご意見をいただきました。また、基本部会におきまして、答申（案）の審議を行うことといたしました。本日は、この基本部会にて審議されました答申（案）につきまして審議を行い、皆様よりご意見をいただきたいと思ひます。

まず資料１－１の答申のとりまとめの流れにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡計量行政室長 資料の１－１、答申のとりまとめの流れについて、ご説明いたします。

こちらでは、答申のとりまとめのスケジュールと進め方についてまとめてございます。中ほどの表をごらんになっていただきたいと思います。５月20日に第１回計量行政審議会が開催されまして、見直しの全体説明を行いました。その後、基本部会を６月10日、７月６日、７月29日という形で、答申（案）のとりまとめに向けて、皆様から意見をいただいたところでございます。本日、８月８日でございますけれども、審議会の第２回ということでございまして、基本部会でとりまとめられました答申（案）についてご審議をいただくという流れになっております。

今後の予定でございますけれども、この答申（案）がまとまりましたら、およそ1か月間パブリックコメントをかけることによって、国民の皆様からご意見を頂戴したいと思っております。そのご意見を踏まえまして、具体的な今後の見直しの方向につきまして検討を行って、平成29年の4月、必要な政省令の改正を行った上で公布を行うという流れになっております。

本日の答申のとりまとめの進め方につきましては2. のところに書いてございます。本日、審議会でご議論をいただいた後に、追記が、この答申に必要な場合につきましては、その場でご了承いただくか、会長に扱いをご一任いただくという形で進めさせていただこうと思っております。

答申（案）がまとまりましたら、パブリックコメントを経た後に、計量行政審議会の答申として経済産業大臣へ提出するとともに、経済産業省のホームページに公表するということで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○内山田会長 ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明がありました資料1－1につきまして、ご質問、ご意見などございましたら、お受けしたいと思います。

ご発言のある方は、この後、名札を立てて意思を表示していただきたいと思います。ございませんか。

＜意見なし＞

○内山田会長 ありがとうございます。ないようですので、次に進めさせていただきます。

議題2の答申（案）の審議に入りたいと思います。同じように、まず事務局から資料2－1「今後の計量行政の在り方一次なる10年に向けて一答申（案）」につきましてご説明をいただき、これまでの基本部会での議論の結果を含め、お話を伺いたいと思います。その後、皆様にご審議に入っていただきたいと思いますので、まず事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○吉岡計量行政室長 それでは、お手元の資料の2－1に基づきまして、ご説明をさせていただきます。基本部会及び審議会でごいただいたご意見につきまして、この説明の中で織り交ぜながらご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料 2－1 をごらんください。表題を「今後の計量行政の在り方―次なる10年に向けて―」という形でつけさせていただきました。

1 枚目をめくっていただきますと、目次がございます。こちらの内容につきましては、平成28年の5月11日に経済産業大臣より、今後の計量法の施行のあり方について諮問がございました。その後、第1回の計量行政審議会が5月20日に開催されまして、3つの視点と21の論点ということで、皆様からご意見をいただいたところでございます。そちらの内容を踏まえて、今回の答申（案）はまとめてございます。

3つの視点として、まず第1章、民間事業の参入の促進でございます。適正計量の信頼性を確保しつつ、高い技術を有する民間の製造事業者・試験所の参入、あと計量士の活用を促進するための見直しを行うというのが第1章の柱でございます。

2つ目の技術革新、社会的環境変化への対応といたしましては、こういった計量制度を取り巻く社会的環境の変化に対応しまして、対象となる特定計量器でありますとか、特定計量器の技術基準の見直しを検討するというのが柱でございます。

3つ目は規制範囲・規定事項の再整理・明確化といたしまして、これまで計量法を施行してきた中で、規制の範囲だとか規定の事項がやや曖昧になってきたりとか、明確化されていない部分が出てきてございますので、そういったところを再整理・明確化して、適正なものにしていくということでございます。

第1回目の計量行政審議会のときにご議論のございました21の論点につきましては、この3つの視点の中に入っているという形になっておりますので、全てどこかで21の論点が触れられているというものでございます。

次のページを開いていただいて、この答申の構成についてご説明させていただきます。例えば3ページをごらんいただきますと、型式承認制度について記載があるかと思います。①のところで、型式承認制度の現状と今後の展望について記載してございます。4ページをごらんになっていただきますと、②では、そういった現状を踏まえまして、具体的な見直しの方向性について、短期的な取り組み、中長期的な取り組みという形で整理をしています。短期的取り組みの期間につきましては、およそ2年から3年程度を想定しております。中長期的な期間につきましては、5年から10年程度を想定しているものが、こちらに記載してございます。③としまして、見直しに当たりまして整備する要件をこちらに列挙してございます。こちらの項目だけで21の論点について全て整理しているところでございます。

それでは、具体的な説明に入りたいと思います。主に基本部会等で委員の皆様からご意見があったり、議論になったところを中心にご説明を進めたいと思います。

まず1つ目の型式承認でございます。こちらにつきましては、計量器の開発の効率化のために、型式承認における試験成績書を受け入れていったらどうかという論点でございました。

検討に当たっての背景を申し上げますと、計量器につきまして、電子化であるとか、そういった技術革新が進展して、ニーズが多様化しているという背景がございます。そういった中で、メーカーの開発コストであるとか、開発していくスピードというのが、ますます上昇しているところでございます。またそれにあわせまして、型式承認を行っています産総研であるとか、電気計器につきましては日電研でありますけれども、そちらが実施しています型式承認の設備の試験も高度化して、かつ試験項目のほうも増加しているということで、大分負担が大きくなっているという背景がございます。こういった背景の中で、技術力のあるメーカーにおきましては、開発段階から十分な試験が実施されておりまして、型式承認の試験と重複する部分も多く出てきているということでございます。さらに海外では、こういったメーカーの試験の成績書を型式承認試験に受け入れるということは一般的になっているという現状がございます。

こういった中で、型式承認試験に第三者機関であるとか、メーカーの試験所が行った試験成績書の受け入れを可能にしていけば、今後、開発コストであるとか、開発にかかるリードタイムとか、そういったものが短縮していけるのではないかというのが論点でございます。

これに対して、委員の方からご意見等を頂戴しておりまして、基本部会のほうでも議論になったところでございます。例えば、型式承認における非自動はかりの場合、比較的単純な試験を長時間要するような試験がございます。こういったところに試験データをうまく活用できれば、顧客に新型を早く提供できるということになるので、とてもいいのではないかというご意見をいただいたりとか、他方で何でもかんでも認めるということではなくて、試験成績書が用いられる場合はISOの認定を前提とするとか、そういったことで信頼性を確保していけばよいのではないかというようなご意見を頂戴したところでございます。

これを受けまして、具体的な見直しの方向といたしまして、4ページでございます。②具体的な見直しの方向といたしまして、短期的な取り組みとしては、型式承認における試

験成績書の受け入れを行うべく、所要の見直しを速やかに実施することを行ったらどうかということでございます。2つ目の○でございますけれども、特に製造者のニーズが高い非自動はかりの受け入れ体制をまず整備して、実効性のあるものとして行ったらどうかということでございます。

中長期的には、この非自動はかり以外のほかの計量器もこういった対象にしていくということもあるかと思いますが、それに当たってはニーズが高まった際に、受け入れの体制の状況だとか、先にやっている非自動はかりの受け入れの状況だとか、そういったものを勘案して実施を検討するということをして行ったらどうかということでございます。

③の見直しに当たり整備する要件でございますけれども、制度の信頼性を確保するために、1つ目の○でございます。試験成績書を発行する試験所は、ISO/IEC 17025の認定を受けたものを前提とするということにしたかどうかということでございます。それとあわせまして、こういった制度を作成するとともに、ガイドラインのほうも整備していく必要があるだろうということで、2つ目の○でございます。加えて、産総研の保有する実績データを参考にするなど、こういったガイドラインを整備していく必要もあるだろうということを、答申（案）のほうでは書いているところでございます。

型式承認については以上でございます。

2番目でございます。5ページの検定制度になりますけれども、国が検定の実施を認めている指定検定機関への民間事業者の参入を促進するべきであろうと。そのために、指定要件を見直して行ったらどうかというのが論点でございました。

検定制度というのは、図2をごらんになっていただくとわかると思いますけれども、検定では、型式承認と違いまして、全数検査することによって、公正・公平な取引・証明を確保しているという制度でございます。現在、通常は都道府県のほうで実施している検定でございますけれども、指定検定機関の指定につきましては、指定要件としまして、構造検定と器差検定、両方実施することが必要となっておりまして、現在では一法人が指定されているという状況でございます。

他方で、検定を行っている地方自治体の現状でございますけれども、計量行政の体力格差が出てきておりまして、引き続き円滑な検定だとか検査の体制を維持することが困難な状況になっている自治体も少なくないという状況でございます。こういった状況を鑑みまして、ユーザーが受ける際の利便性を向上させたり、社会的負担を少なくするために、指定検定機関の指定要件を緩和する、検定公差のみの器差のみ検定を行う指定検定機関を認

めるということを行ったらどうかというのが論点でございます。

こちらにつきましても、委員の皆様からご意見等を頂戴しまして、基本部会では、製造事業者みずからが検定する仕組みができると公平性の点で若干不安が残るので、ISOの検定機関の仕組みなどを適用して、公平性、独立性を担保していくべきではないかというご意見や、こういった形で自治体以外のところが検定を進めていくことになる、自治体を中心に実施してきた検定のノウハウが薄れていくのが心配だとか、そういったご意見がございました。

そういったご意見をいただきまして、具体的な見直しの方向としましては、6ページの②でございます。短期的な取り組みといたしましては、指定検定機関の検定要件を緩和して、器差のみ検定を行う指定検定機関や、全国規模ではなく、一部の都道府県での業務を認めるべく、所要の見直しを速やかに実施するということをしてはどうかと考えております。あわせて3つ目の○でございますけれども、計量器団体と計量士団体については、こういった指定検定機関への、会員の積極的な参入を促すということでご協力をいただきたいと考えたところでございます。

中長期的な取り組みといたしましては、事前のところで参入を緩和するというのもございますので、信頼性を確保するために立ち入り検査であるとか試買調査を、国及び地方自治体はしっかりやっていく必要があるだろうということで充実を図っていったらどうかということでございます。

見直しに当たり整備する要件でございますけれども、③のところでございます。制度の信頼性の確保といたしまして、公平性、公正性、独立性を担保するために、使用者が指定検定機関になるのは認められない。また、製造事業者、修理事業者を認める場合も、製造部門、修理部門とは独立した、違った部門の者が検査をするということが必要ではないか。さらに、組織に対して要求する事項でございますけれども、現行の指定基準がそのまま認められるのがよいのか、さらにISOといった基準だとか、他法令において、民間事業者の検査機関を指定する場合の基準について参考にするとか、そういったことを行っていく必要があるのではないかとこのところが7ページの上のところに記載してございます。

実際の検定・検査の実施者でございますけれども、7ページの1つ目の○でございます。公平性、公正性、独立性の確保された計量士が直接検定・検査の実施を行ったらどうかということでございます。さらに、計量士の登録後の計量実習を充実させることによって、最新の技術基準であるとか、計量器への知見を有した人材を長期的に育成することをやっ

ていくことが必要だということでございます。さらにその下のところでございますけれども、新たな指定検定制度によって指定検定機関が生まれるに当たって、新規参入者が一部の計量器であるとか地域に集中することがないように、事前に国が意向調査を実施することが必要ではないかと考えているところでございます。

指定検定機関の関係は以上でございます。

続きまして、7ページの下、指定製造事業者制度についてでございます。指定製造事業者というのは、先ほどごらんいただきました図2の下の方に、自社検査が行える機関として指定製造事業者というのがございますけれども、こちらのことを指しております。指定製造事業者は、すぐれた品質管理能力を有する国内外の製造事業者を指定し、その製造する型式承認済みの特定計量器については、検定にかえて自社検査を認める制度でございます。

こちらの論点といたしましては、自主的に検定することが認められている指定製造事業者を指定する際のISO9001の活用を検討したらどうかということでございます。指定製造事業者の指定の基準のうち、品質管理基準につきましては、ISOの9002を基礎として指定基準を定めているところでございますけれども、その後、ISOの9002は9001に統合されて、改定されております。そういったことから、今後は品質管理基準につきましては、ISOの9001の認証結果を活用するべきではないかというのが論点でございました。

それにつきましては8ページの中ほど、②具体的な見直しの方向でございます。品質管理につきましては、現在、存在していないISO9002にかえて、最新のISO9001を基礎として、可能な限り、その結果を活用するべく、所要の見直しを速やかに実施することにしてはどうかということでございます。あわせて2つ目の○でございまして、医療機器につきましては、血圧計であるとか体温計の製造事業者には上記のものと違うISOの13485を選択可能とするべく、見直しを実施することをしたらどうかということでございます。

中長期的には、ISOの9001を取得していない事業者もおりますので、そういった事業者への影響を配慮しまして、中長期的な猶予期間を設ける必要があるだろうということでございます。

見直しに当たり整備する要件でございますけれども、直ちにこのISO9001のほうに乗せかえるということではなくて、計量法特有の要求事項がございますので、そちらの

ほうの品質管理はしっかり踏まえた上で、ISO9001を活用していくということにしていったらどうかということでございます。また、2つ目の○でございますけれども、ISOの9001のサーベイランスの結果の提出を義務づけるということもあわせてやっていく必要があるのではないかということでございます。

指定製造事業者制度については以上でございます。

続きまして、10ページでございます。自主的な計量管理、計量士の活用についてでございます。計量士につきましては、計量法における国内での独自の制度でございまして、定期検査にかわる検査、代検査といっていますけれども、そちらが行えるほか、適正計量管理事業所や、計量証明事業者への登録要件となっていたり、計量士の担う役割は大きく、役目も非常に重要でございます。

こちらの論点につきましては、計量士の育成、確保を行っていくべく、登録要件の見直しであるとか、研修の義務づけを行っていく必要があるのではないかというのが論点でございます。図4をごらんになっていただきますとわかりますとおり、計量士の登録人数が減少しているという状況でございます。後継の計量士の確保が困難になる可能性があるということだけではなくて、計量士の技術的な維持だとか向上も今後必要になってくるところでございます。そういった中で、実際の計量士として登録する際に義務づけている実務経験の期間を短縮する、登録要件を緩和するということが必要ではないかというのが論点でございました。

それに対しましては、②の具体的な見直しの方向といたしまして、短期的な取り組みでございますが、12ページの図5をごらんになっていただきますと、おのおのの国家試験コースであるとか、資格認定コースによって、実務経験が定められているところでございます。11ページにお戻りいただきますと、短期的な取り組みといたしまして、一般計量士の資格認定コースに必要な実務経験を短縮して、期間に応じた教習を実施し、義務づけることを検討したらどうかというところでございます。こちらにつきましても、基本部会のほうでも同様のご意見がございまして、単に実務経験を短くするだけではなくて、それにかわる実習だとか研修とか、そういったものをやっていく必要があるのではないかというご意見をいただいたところでございます。

②の2つ目の○でございますけれども、先ほどの技術能力の維持向上が必要だというお話の関係で、計量教習の拡充・見直しを行いまして、計量士の登録後の知識の習得だとか、技能の教習だとか、そういったことを実施していく必要があるのではないかということで

ございます。

計量士の関係は以上になります。

続きまして12ページでございます。自主的な計量管理の(ii)といたしまして、適正計量管理事業所の制度に関してでございます。

計量器のユーザーが計量器を自主管理できる適正計量管理事業所の制度の要件の見直しを行ったらどうかというのが論点としてございました。この適正計量管理事業所に指定されるメリットとしましては、定期検査の免除等でございますけれども、事業所が指定を維持するコストに比べてメリットが少なくなっているのではないかなというような論点がございました。このために適正計量管理事業所の指定要件にISOの10012、これは計量管理に係るISOでございますけれども、そういったことを活用することによって、維持コストの負担を軽減することができるのではないかなということであったり、あと、この適正計量管理事業所であることを消費者にもっとアピールするべきではないかなというのが論点としてあったところでございます。

これに対しましては、13ページの②の具体的な見直しの方向としまして、まずこういった制度を変えていく前に、計量士団体は適正計量管理事業所の普及・啓発のために自主的な取り組みを検討していったらどうかということでございます。

中長期的な取り組みといたしましては、適正計量管理事業所の現行指定基準を残した上で、さらに、先ほど申し上げましたISOの10012を適正計量管理事業所の指定基準の計量管理方法として選択できるように認めるかどうかについては、今後の進展が期待される第三者認証の状況を国が確認した上で、確認の結果により、国が判断することとするというようにしたらどうかということでございます。

適正計量管理事業所については以上でございます。

続きまして、15ページの計量器の精度を確保する基準器の検査についてでございます。

こちらの論点は、基準器と計量標準供給制度、JCSSの校正計量器を共通化していったらどうかという論点でございます。現在、計量法では、検定であるとか定期検査において、特定計量器の合否判定をするために基準器の使用を義務づけております。他方で、JCSSの校正を受けた計量器である分銅とか、そういったものにつきましては、基準器と同じ用途で使用できるというものでございます。事業者の中には、こういった両制度の分銅などを重複して保有している事業者がいるということもございまして、この部分がコスト高の要因になっているのではないかなというようなことが今回の論点でございます。こう

いった状況がございますので、技術基準と同レベルの J C S S の校正計量器については、J C S S 校正証明書を基準器検査に活用することができないかというのが論点としてございました。

そういった論点に対しまして、16ページの②でございますけれども、具体的な見直しの方向といたしましては、短期的には、1つ目の○でございますが、事業者のニーズの高い分銅であるとか、水銀を使っている血圧計、体温計などにつきましては、J C S S の校正証明書の活用に関する技術基準及び運用の整備に着手し、所要の見直しを実施したらどうかということでございます。

また、③見直しに当たり整備する要件でございますけれども、制度の信頼性を確保するために、都道府県が実施している基準器検査にも適用されているガイドライン等を産総研が都道府県と協力して、つくっていく必要があるのではないかというところで、制度の信頼性を確保していく必要があるのではないかということでございます。

基準器の関係は以上でございます。

続きまして、第2章の技術基準、社会的環境変化への対応でございます。I の I o T 等の技術革新への対応になります。

こちらの論点につきましては、スマートメーター化を見据えた特定計量器の構造基準の見直しを行っていく必要があるのではないかということでございます。

1 ページめくっていただいて、18ページでございますけれども、図7に計量制度における I o T 等の技術革新への対応（スマートメーターのニーズの例）という形で絵をつけてございます。あくまでもこれは、今後、ニーズとして挙げられるであろう例でございます。現在の状況につきましては、計量結果について、使用者が不正改ざんを行えないように封印をするという規定がございまして、機械的な封印が主流となっております。また、検出部と計量結果を示す表示部というのは一体であるということが現状の制度となっております。これが今後、スマートメーター化ということが進んでいくと、計量器におきましても、計量器内部のソフトウェアにアクセスした計量管理をしていくような、そういったスマートメーターというものがどんどんふえてきまして、そういった物理的な封印であるとか、計量の部分と表示部分が必ずしも一体になっていないという状況が今後生まれてくることが想定できます。その際に、物理的にそういった封印ができない場合、セキュリティ管理をどうやっていくのかというところを行動の基準の見直しとして技術基準を定めていく必要があるのではないかというのが論点となっているところでございます。

具体的にどのようなことをやっていくのかという、②の具体的な見直しの方向といたしまして、まず今後、こういった形になっていくということが想定されるのですけれども、おのこのスマートメーターにおいて出てくる課題だとか、現状についても大分違うということもございますので、まずは計量器団体を中心にして、そういった関係業界からご意見を伺った上で、こういった課題があるのか、共通的な問題がどういうところにあるのか抽出していくというのが、短期的な取り組みとして挙げられるものでございます。

中長期的な取り組みといたしましては、そういった共通的な課題であるとか、おのこの課題を抽出した上で、中長期的な戦略を策定して、技術基準を策定していく。一番上の〇のところでございますけれども、そういったものを策定していくことがいいのではないかと考えているところでございます。これとあわせまして、計量器へのＩＣタグの導入ということも必要性として考えられるところでございますけれども、このＩＣタグを導入するのは製造から販売、使用に至るまで、検定・検査・修理における履歴が現在わからないというのが問題になっておりますので、こういったＩＣタグ等を使って履歴を把握することができるのではないかとというのが論点としてございます。それにつきましては、中長期的な取り組みといたしまして、技術基準に法令的に入れるということは当面は実施せずということでございまして、計量器の団体を中心とする自主的な取り組みによって、ガイドラインだとか業界基準の作成を実施して、使用者や消費者団体等への理解を得つつ、システムの導入を目指すということを中長期的にはやっていったらどうかというところでございます。

続きまして、特定計量器への追加の件でございます。こちらにつきましては、対象として検討するべきであろうということで挙がっていたのが自動はかりと水素ディスペンサーでございます。

自動はかりにつきましては、19ページに書いてございますけれども、自動計量に関する精度が向上しております。そして、これまで工場における計量管理を中心に用いられてきたものであるのですけれども、自動はかりが今後、取引・証明において、ますます使用されることが予想されております。非自動はかりから自動はかりへ代替することはあり得ても、その逆は考えられないような状況になっているところでございます。

20ページの図8、図9をごらんになっていただくとおわかりになると思うのですけれども、非自動はかりから自動はかりへの割合が変わってきているという、直近のものでございます。平成25年度が顕著でございますけれども、大分比率が変わってきているというこ

とでございます。

また、この非自動はかりに関する法的な規制が行われていないのは、現在、主要国ですと中国と韓国と日本というような状況でございます。そういった状況を考えますと、諸外国と比較して規制が比較的緩やかなところに水準のあまり高くない計量器が集まってくるというような背景もございますので、特定計量器と指定することによって、しっかりした計量器がユーザーの皆様に行き渡るようにやっていく必要があるのではないかという背景でございます。こちらに関しても、委員の方から基本部会でご意見を頂戴したところでございます。例えば、日本が基準を設けないことで、水準の低い計量器が非常に安い単価で入ってくるのが懸念としてあると。商品量目だけの検査だけで今後やっていくのは厳しくなっていくのではないかというようなご指摘をいただいております。

こういった背景を受けまして、具体的な見直しの方向としまして、21ページの②のところでございます。短期的取り組みといたしましては、まず自動はかりでございますけれども、特定計量器への追加、そして検定・検査・型式承認の方法の整備等所要の見直しを速やかに実施することを行いたいということでございます。まず製造・修理・販売事業者による適正な計量の実施が確保される必要がありますことから、届出の義務を課すというところから始めたらどうかと考えております。

中長期的には、この自動はかりでございますけれども、取引・証明に使用される可能性の高い計量器を優先して、段階的にこういった規制を入れていくことを考えていったらどうかと考えております。既に使用されている自動はかりにつきましては、検定だとか検査だとか、そういった構造検定を省略しまして、使用公差のみ義務づけを行うなど、そういったことで配慮しつつ、進めていったらどうかと考えているところでございます。

見直しに当たり整備する要件でございますけれども、まず検定の対象・範囲でございますが、1つ目の○でございます。自動はかりですけれども、取引・証明に使用されていなければ、規制の対象外ということで進めていったらどうかと考えております。このように、規制の対象になる場合とならない場合がございますので、製造販売に当たっては計量法の制度であるとか、技術基準をよくよく理解していただく必要がありますので、非自動はかり同様、製造販売の届出の義務を課すということを行ったらどうかと考えております。それと、21ページの下のところの使用者に対する影響への配慮でございますけれども、定期検査を求めていくと、使用者に対しても規制が及ぶことになります。その検査のやり方について、計量部分を分解することなく、システム、またはライン上で実施できるような定

期検査の方法を、なるべく実態に即した形でやれるように検討していきたいと思っているところでございます。また、実際、その自動はかりはユーザーの皆さん、自主的にメンテナンスを行っているところでございますけれども、従来のメンテナンスと連動した形で実施できるような、そんな合理的な運用を行っていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

22ページが、主な自動はかりはこのようなものがあるというのを示しているものでございます。

続きまして、23ページの水素ディスペンサーでございます。こちらにつきましては、現在、政府でも水素・燃料電池戦略ロードマップというものを作成してございますけれども、特定計量器への指定につきましては、このロードマップの状況を踏まえた形でやっていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

具体的には、②の具体的な見直しの方向でございますけれども、まず先般、平成28年5月にこの水素ディスペンサーについてはJISを制定したところでございます。JISにつきましては、OIMLで、こういった技術基準を提案し、国際技術基準となるべく調整を行った上で、国際基準の発行を目指していくことをやっていったらどうかと考えているところでございます。

中長期的には、ロードマップの状況を踏まえまして、水素ステーション事業の自立化の目標としている2020年代の後半には、特定計量器に追加することを目標として検討しているのではないかと考えているところでございます。

24ページでございます。見直しに当たり整備する要件でございますけれども、あまり難しい技術基準になり過ぎても、一切クリアできないということになってしまいますので、可能な限り、合理的な方法で技術基準ができるような、そういった基準を設けていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

続きまして、第3章の規制範囲・規定事項の再整理・明確化でございます。

まず1つ目でございますけれども、計量証明事業についてでございます。計量証明については、計量証明事業者にも所有を義務づけている機器の見直しであるとか、登録の際に行っている都道府県による指導の均一化の必要があるのではないかとというのが論点としてございました。

計量証明事業者ですけれども、現在、事業区分ごとに規定された特定計量器の機器を所有することが義務づけられております。しかし、現在の事業の状況を鑑みますと、使用さ

れていない機器も存在しているということもございまして、そういったところが事業者の負担となっているところでございます。そういった機器については、必要なのか、必要ではないのかということであつたり、区分について適当なのかどうかというところを見直していく必要があるということでございます。

それにつきましては、具体的な方策といたしまして、26ページでございます。短期的な取り組みといたしまして、計量事業の登録に当たっては、計量証明事業者が所有すべき最低設備の見直しを行うということをしていきたいと思っております。その最低設備の選定につきましては、関係者の意見を聴取の上、現行の区分の見直しの是非も含めて検討していったらいいのではないかと考えております。最低設備につきましては、技術要件であるとか、ガイドラインとか、そういったものも、このときに合わせて検討していく必要があるだろうということでございます。

中長期的には、これまで最低設備の見直しもなかなか行われてきていなかったということもございますので、定期的の実施していくのが望ましいのではないかと考えてございます。それと、基本部会のときにもご意見がございましたけれども、環境計量証明事業につきましては、グローバル化を見据えたあり方も検討する必要があるのではないかと考えていますので、中長期的にはそういったことも取り組んでいったらどうかと考えているところでございます。

2つ目の計量証明検査でございますけれども、計量証明検査の実施方法であるとか、検定の関係について整理していく必要があるのではないかとというのが論点としてございました。

こちらにつきましては、ご意見としていただいたものがございまして、まず現状として、各自治体が計量証明事業所に対して立ち入りを行っているのですけれども、そういったガイドラインについて整理をしていく必要があるのではないかとご意見であつたり、事業者に対して、要求事項といったものを明確にして、公表していったらいいのではないかと、このようなご意見をいただきました。それと、3年に1度、計量証明検査を実施しているのですけれども、そういったことをしっかりやっている自治体と、必ずしもそうでもないような自治体ということで、指導がまちまちであつたりするので、そういうところを統一したらいいのではないかとというようなご意見をいただいたところでございます。

これに関しましては、27ページの②でございます。具体的な見直しの方向としまして、計量証明検査につきましては、関係者の意見を聴取するなど、実態の把握に努め、必要に

応じて適切な検査方法を検討すると。まず、皆様から現状をお伺いして、そういったものを踏まえた上で、どういったことをやっていったらいいのかということを検討していく必要があるのではないかとということでございます。立ち入り検査についても同様でございます。

中長期的には、こういったことをやることによって、証明検査であるとか、立ち入り検査の都道府県の指導レベルの均一化に努めていくということが重要であるということでございます。

続きまして、28ページでございます。特定計量器の使用等に関する運用についてですけれども、こちらについては同様の運用の関係の論点が並んでいるところでございます。

まず1点目でございますけれども、修理後、検定までの間、計量器の使用を可能とする制度を創設したらどうかというのが論点としてございました。これにつきましては、修理を行い、検定証印がチェックされた計量器を使用するということになりますので、計量法における制度の信頼性にかかわる根幹の問題でございます。したがって、こういった見直しは行わず、現行の制度を維持したらどうかということでございます。ただし、中長期的に考えますと、先ほど申し上げました指定検定機関の参入だとか、そういったことが行われることによって、修理後の検定に関する期間というのが短縮されることも可能性としてございますので、そういったところで迅速な対応を行っていくということによろしいのではないかとということでございます。

2つ目でございます。修理事業者が修理した際に、計量器に修理実施者の表示を義務づけたらどうかというものでございます。こちらに関しましては、修理した際に製造事業者の責任が問われることがあるので、事業者の責任を明確化するという意味で、修理事業者を示すロゴを義務づけるべきではないかとということでございます。これに関しましては、修理事業者に対して新たな負担であったりとか、そういったことになりますので、現状の制度を維持したらいいのではないかと。ただし、中長期的に考えますと、先ほど説明いたしましたICタグだとかQRコードだとか、そういったことを導入することによって、誰が修理したかとか、いつ修理したとか、そういったことがわかっていくことになりますので、そういった状況を待つのがよろしいのではないかとということでございます。

続きまして、29ページでございます。(3)の非自動はかり等に対する初回の定期検査の免除の特例措置の廃止でございます。こちらに関しましては、平成5年の改正計量法の施行時に、特定計量器に追加された計量器は既に製造された在庫が対象であったことから、

初回の定期検査の免除の特例というものが設置されました。

見直しの方向といたしましては、こういった特例措置の意義は薄れましたので、特例措置を廃止するということかどうかというように考えているところでございます。

中長期的な取り組みといたしましては、こういった特例措置が定着しているということもございますので、一定の猶予期間を設けて、特例措置を廃止するということを進めたらどうかということでございます。

(4)の販売事業者の遵守事項の追加でございます。こちらにつきましては、販売事業者に対して、購入者の了解を得た上で、都道府県に購入者の連絡を義務づけるといった努力義務を課したらいいのではないかという論点でございます。

本件に関しましては、基本的な考え方のところに書いてございますけれども、定期検査は本来、使用者に受検が義務づけられているものでございます。こういった連絡の義務づけを行ったからといって、脱検防止効果というのが必ずしも得られるものではないのではないかと考えてございますので、現状の制度を維持していくことが適当ではないかというところでございます。

ただし、中長期的な取り組みのところでございますけれども、こういった定期検査の必要性というものを国、自治体、業界等が連携して、使用者の皆さんにお伝えしていくということは必要ではないかというところでございます。

30ページでございます。(5)検定・定期検査証印等の年号表記及び表示方法の統一についてでございます。現在の検定・定期検査の表記方法がわかりづらいというような論点でございました。

これにつきましては、短期的な取り組みといたしまして、わかりやすい表記方法、かつ、これはシールで検定証印を貼ることも認めるというような所定の見直しを行っていきたいと考えております。

その際、見直しに当たり整備する要件でございますけれども、シールの場合は表示部の近くに貼るということであつたりとか、2つ目、指定検定機関に民間参入を促進するということをご説明させていただきましたが、承認機関名を表示するとか、そういった必要な見直しを行っていくということでございます。

その次のページ、商品量目制度についてでございます。

商品量目に関しての論点でございますけれども、商品量目制度の他法令の規制との関係の整理であるとか、規制の簡素化を行う必要があるのではないかという論点、あと商品量

目制度の国際勧告への整合化を図っていく必要があるのではないかという論点でございます。

商品量目制度というのは、①に書いてございますけれども、商品の販売の事業を行うものに対して、計量販売の際に一定の商品（特定商品）は量目公差を守らないといけないという義務が課されているというのが現行の計量法の商品量目制度でございます。

現在の問題点というか、ご意見としていただいているのは、商品の名称、分類が煩雑でわかりにくいということもございますので、商品量目の公差表をもっと簡素化して、わかりやすくしてほしいというご意見であるとか、あと、他法令の対象となっています商品と計量法の対象となっている商品がちょっと違っていたりとかということで、そういった整合性が図られていないのはどうかという問題点が指摘されているところでございます。

それに関しましては、②の具体的な見直しの方向です。短期的な取り組みといたしましては、商品量目の分類と公差表については、国が主導して、自治体と特定商品の該非についての解釈の統一化を図って、事業者にも情報共有等を行うなど、運用面での改善を行っていったらどうかということを考えております。

それと、先ほどの他法令との整合の点でございますけれども、中長期的な取り組みといたしまして、計量法と食品表示法等のほかの法令との間で不整合が生じて、調整が必要となる場合、そういった場合は個別に検討を進めていったらどうかということでございます。国際勧告への整合というところになるのですが、現在、OIMLでは、5グラム未満の極少商品の量目のところも行うことになっているのですが、日本ではそこは行われていません。そういった現状が内容量不足による消費者への著しい不利益の状況だとか、そもそもOIMLのほうではサンプリング調査であるのですが、日本では全数検査をやっているというような制度の違いといったところを踏まえて、ガイドラインが必要という状況であるのであれば、そういったガイドラインも含めて今後検討していくことを考えていったらどうかというのが見直しの方向でございます。

続きまして、33ページでございます。特殊容器制度について、特殊容器の主要商品の追加をしたらどうかという論点でございます。具体的には、短期的取り組みのところにも書いてございますけれども、発泡酒、第三のビールを特殊容器に使用できるようにするべきではないかというような論点でございます。これに関しましては、計量法の目的に照らし合わせて問題ないような状況であるのであれば、所要の見直しを速やかに実施していくということが適当ではないかと考えているところでございます。

続きまして、34ページでございます。計量制度の運用についてでございます。こちらに関しましては、計量法に関する申請者の利便性の向上だとか、手続の簡素化を行うべく、電子データによる申請を認めるべきではないかというような論点でございます。それとあわせまして、地方自治体の、表5にございますような事務組合だとか、広域連合だとか、そういったところの自治体間で協力していくような取り組みに対して、もっと協力していくべきではないかというような論点でございます。

具体的な見直しの方向といたしまして、J C S S ・ M L A P の手続に関してですが、N I T E のほうでより柔軟な手段での電子データによる申請を認めるべく所要の見直しを行っていただくと。

さらに中長期的な取り組みとしましては、国は地方自治体が連携している先進的な取り組みを積極的に情報提供して、地方自治体は複数の自治体が補完・協力できるような取り組みを検討することを行っていったらどうかということでございます。

35ページと36ページが今回の見直しに当たっての21の各論点と、あと短期的取り組み、中長期的取り組みについて網羅的に記載したものでございます。

37ページでございますけれども、「おわりに」ということで、こういった記載をさせていただきましたが、これまでの計量行政をみますと、適正な計量を確保する上で、最低限の基準を計量法で策定いたしまして、官を中心として執行してきたと。必要に応じて、段階的に規制緩和というのを実施してきたという背景がございます。しかし、経済成長、産業発展と遂げて、こういった競争が激変してくる中でも、この計量法というのは従来モデルから抜け切れていないというのが現状でございまして、こうした状況から、一步先んじた計量制度の構築を目指していくことが必要ではないかということをここで書かせていただいています。国の役割としては、ここで書いてある答申を受けまして、速やかな見直しを行うということと、あと国だけではなくて、計量関係機関、業界団体、計量関係企業等により、この答申（案）に沿った主体的な取り組みを行っていくことが最も肝要であるということで、この「おわりに」ということを結んでおります。

38ページは開催の実績でございます。

39ページが計量行政審議会の委員名簿となっております。

その後につけさせていただいているのが、この答申（案）の概要についてまとめたものでございます。答申（案）はかなりのボリュームになりますので、必要なところを書き出すという形でパワーポイントの資料にまとめたものがごらの資料になっております。

以上でございます。

○内山田会長　説明ありがとうございました。

それでは、答申（案）の審議に入りたいと思いますが、既に何回もご説明がありましたように、今回の答申（案）は3つの視点、すなわち民間参入、それから新技術、環境変化への対応、そして規制・規定の見直しという、この3つの視点からなっているわけで、それが章立てで答申（案）になっております。議論をスムーズに進めるために、この章ごとの審議にさせていただきたいと思います。

ということで、答申（案）の冒頭にあります「はじめに」という節と第1章につきまして、追加、修正のご意見とかご質問などございましたら、よろしく願いいたします。

○小林委員　日本品質保証機構は、この中にある唯一の指定検定機関ということで仕事をさせていただいております。第1回のときにも何点か申し上げさせていただきましたけれども、そのときと重複するかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思います。

基本部会でもいろいろご意見を申し上げさせていただいている点は、5ページのところから始まっております検定制度のところについての意見でございます。2点ございまして、1点目は指定検定機関の民間参入についてというところでございます。これまでもご意見を申し上げさせていただいて、例えば6ページの真ん中あたりにございますように、今回の改正の趣旨が地方自治体の業務を補完することを目的の1つとしていること。それから、都道府県が検定を実施している特定計量器ということで絞っていただいたということの理解をしております。私どもは特定計量器の中でも環境に関する計量器の検定をやっております。はかりのほうはやっておりませんので、そういう意味で今回は都道府県、地方公共団体の事情があって、はかりのほうの制度について、指定検定機関制度を使って、効率的な検定を実施しようという趣旨でございまして、それについては大いに賛成でございます。

私どもが申し上げていましたのは、環境計量器は工場や企業で専ら使われるものでございます。はかりのほうは一般消費者の関係で、そこら辺は事情が大きく違いますので、ここにも書いてありますけれども、器差のみ検定を認める指定検定機関とか、地域ごと、こういうことが環境計量器のほうまで入ってまいりますと、やはりいいところどり、クリームスキミングが起きまして、都市部の工場とか企業、計量器が集中しているところのみの検定をするということになると、私ども、ユニバーサルサービスで、検定車を10台使って全都道府県検定をしているわけでございますが、そういうことがなかなか維持できなくなるのではないかという心配をしております。ですから、そこら辺、十分ご配慮をいただい

て、答申（案）はこれで結構でございますけれども、制度の設計のときに、ここら辺をご配慮いただければ大変ありがたいと思います。

それから第2点目でございます。これはやはり制度の信頼性の確保ということで、6ページから7ページにかけて、この部分は今回の検定制度を改正するということの、非常に基本的なことが書いてあるかと思います。特に、製造事業者、それから修理事業者も含めて、これが指定検定機関ということになりますと、製造時検定、これは今、法律で認められておりますが、今度新しく修理のときの再検定、さらに定期検査のところも製造事業者がかかわってくるということになって、見方によっては、自分がつくった製品を最初から最後まで検定するような形になるのではないかということで、これは慎重な制度設計をしないと、公平性とか公正性の確保がなかなか難しくなるのではないかということでございます。

この答申の中にも、7ページの上から2行目に「製造部門または修理部門から独立した者」という表現がございますけれども、この表現が、例えば同じ会社の中で、部門だけ独立したという場合には、やはり会社内の人的な関係とか資本関係とか、そういうことで、製造部門との支配関係が断ち切れないのではないかということをお慮しております。そこはできるということであれば問題ないとは思いますが。

他方、国際的にみえますと、これはISOの話も入れていただいておりますけれども、例えばヨーロッパをみえますと、ドイツとかイギリスは、製造事業者の検定は認めていないという制度でございまして、あとフランスも、それは望ましくないということで整理をされております。今回は、非常に先進的な答申（案）になっておりまして、これはこれで非常に素晴らしいことであるとは思いますが、そこら辺、国際的な横並びといいますか、国際標準に目配りをしていただきたいと思います。そういう意味で、ここにISO 17020 附属書のタイプAというように書いてございますけれども、ここは製造事業者と、それから検定をする人を別法人にしてくださいということが趣旨としては書いてございまして、そういうことが最低限求められることではないかと思えます。現に、私も製品安全の分野でもいろいろな認証をしております。電気安全の認証ですとか医療機器の認証です。こういうものも、おの法の法律がございしますが、やはり製造事業者と検査・検定、認証する者は組織が峻別されておまして、いろいろな支配関係がないということにもなっておりますので、答申の中の趣旨にございますが、ほかの制度もよくごらんになっていただいて、そこら辺の制度設計をぜひお願いしたいと思います。

いずれにしても、この計量の情報というのは、消費者のほうからは情報の非対象性ということで、なかなかチェックは難しいです。そういう意味で、消費者を守るという観点からきちんとした制度をつくらないと、そういうところが担保できないと思います。また、私どもISO認証もやっています、いろいろな会社の不祥事をみています。最初はいいとしても、だんだん長くやっているうちに、なかなかそういうことを防止するのが、制度の設計によっては難しくなってくるのではないかとということを危惧しておりまして、その点を踏まえた慎重な制度設計をぜひお願いしたいということでございます。

答申の書き方についてはこれで結構でございますけれども、私の申し上げたいことは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○内山田会長 ありがとうございました。第1回の審議会のときから話題になっていたポイントで、これは基本部会でもかなり議論していただいたというように伺っております。今、小林委員から2点いただいた中の、1点目はご意見ということですが、2点目の特に懸念されている事業所内での検定を中心としたことに関しまして、この答申にどういう思いで込められているかという点について、吉岡室長、補足説明していただけますか。

○吉岡計量行政室長 まず1点目のところをちょっとお話しさせていただきますと、参入が一部の計量器や地域に集中してしまうのは困るというご指摘でございます。これに関しましては、どういった地域、どういった計量器にそういった指定検定機関になる事業者がいるのかをまず国のほうで調査した上で、対象とするべき地域などを検討していきたいと考えているところでございます。

2点目でございますけれども、全く我々も同じでございます、公平性、公正性、独立性というところは非常に重要で、そこはしっかり担保していかないといけないと考えているところでございます。そういった意味でも、いろいろな委員からご意見をいただいた答申（案）を踏まえまして、公平性、公正性、独立性というところを担保しつつ、今回、民間事業者の参入促進ということがテーマでもございますので、参入できるような、バランスのいい制度を、今後、制度の見直しに当たっては検討していきたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○小林委員 ありがとうございます。

○内山田会長 ほかにごいませんか。小野委員、どうぞ。

○小野委員 第1章は民間事業者の参入の促進というタイトルでございますけれども、やはりポイントは民間事業者が参入したときに、信頼性と合理性、両方を追求していかな

いといけない、両立させていくというのがポイントだろうと思っております。信頼性が欠けると、社会的な混乱をもたらしますし、合理性が欠けると、制度の持続性という面で非常に問題を残してくるわけでございます。ですから、信頼性と合理性という面で、現時点でこういう改革をすることが適切かどうかという、そういう観点になろうかと思えます。

少し話が長くなって恐縮ですけれども、世界的にこの基準認証制度というのは1990年代に非常に大きく変革したわけでございまして、その世界的な流れの中で、日本もおくれることなく、基準認証制度を整備してきたわけでございます。本件と関連して申し上げますと、校正事業者、あるいは試験事業者の認定制度であるとか、そういうものを充実させてきまして、20年前とは様変わりした世界が日本に出現したわけでございます。この成果を社会に還元して、十分活用していくというのが、これが今の課題だと思っております、その成果を法定計量の他方面に活用するというのがこの第1章の趣旨であろうかと思えます。そういう意味で、非常に期待しているところでございます。

信頼性の確保という面では、具体的に申し上げますと、民間試験データの信頼性という意味ではISOの17025の適用といったようなことも書かれておりまして、運用の実態の中で信頼性を十分確保していただく。それと同時に合理性も追求していただく。これは、もちろんこの答申の中に十分述べられていると思いますけれども、運用の中で一層のご留意を図っていただくということが必要かと思っております。

以上でございます。

○内山田会長 ありがとうございます。では河村委員、お願いします。

○河村委員 若干細かいことで、基本部会の時点でいうべきだったかもしれませんが、8ページの指定製造事業者制度のところで、ISO9001のことが書かれています。本文のところに、血圧計と体温計はISO13485を使えるとあり、また四角囲みの中の短期的取り組みの中にも血圧計及び体温計にはISO13485を選択可能とすべく見直しをと書いてあるのですけれども、その下の、見直しに当たり整備する要件というところは全部ISO9001のことだけになっていて、この見直しに当たって整備する要件というのは、ISO13485を選択した人にとっても大切なことだと思うのです。ですから、ISO13485も同様であるということがわかるような書き方に変えたほうがいいのではないかというのが意見です。

○吉岡計量行政室長 ご意見ありがとうございます。全くご指摘のとおりでございまして、そういった要件は当然、ISO13485になっても同様と考えておりますので、書

き方は工夫しますけれども、そういった趣旨がわかるようには直したいと思います。

○内山田会長　ほか、よろしいですか。

＜意見なし＞

○内山田会長　ありがとうございます。

この後、第2章、第3章も同じなのですが、今回の答申はあまり決めつけずに、課題と方向、それから短期、中長期と分けていますので、後で行政がどのように制度設計をしていくとか、法律に反映するかというところで、かなり固まっていますので、ぜひ皆さんの思いを経産省のほうにしっかり引き取って反映させていただくというように、これは最後にいうべきことかもしれませんが、多分、この後も同じようなご指摘があると思いますので、今、お話をさせていただきます。

それから、今、河村委員からいただいたご意見につきましては、誤解ということではないのですが、よくわかるように書いていただくようにしたいと思います。

それでは、第2章の審議に移りたいと思います。同じように第2章の記載内容につきまして、ご意見、ご質問のある方はよろしく願いいたします。小野委員、どうぞ。

○小野委員　自動はかりを特定計量器に追加するという、そういう趣旨の答申になっているわけございまして、第1回の、前回の審議会で私もやや慎重論に近いところを申し上げたかと思いますが、本日のご説明で、その辺の疑問もかなり解けまして、結論的に申し上げますと、自動はかりを特定計量器に追加する機が熟しつつあるなという感じを強くいたしました。私自身も若干調べてみたところですが、配付資料の20ページにございますように、私が思っていたよりも、自動はかりが今、社会に浸透しているという状況があるようでございます。これは図8ですと、左側の縦軸が台数になっておりますけれども、非自動はかりに比べまして自動はかりの効率というのでしょうか、スループットはものすごく大きいわけございまして、そういう意味では、はかられるものの量からしますと、自動はかりによってはかられるものが圧倒的に多く、今、なりつつあるのであろうと思っています。もちろん金額ベースでも、恐らく非自動はかりを超えるような状況になっている、あるいはなりつつあるのではないかとと思っています。

それともう1つ、私はB to Bの取引が主で、そればかりかと思っていたのですが、必ずしもそうではなくて、スーパーマーケット等によって、B to Cの取引に相当入り込んでいる。そういたしますと、消費者との間の情報の非対象性という意味で、やはりこれを特定計量器にしていくという合理性は非常に強いのではないかというように思った

次第でございます。

また、図9にございますように、やはり規制がない国とある国が今、段々模様になっているわけですが、とにかく品質の悪い、安い計量器というのが規制のない国に流れ込みやすいというのは、これは人情でございます、品質の悪い自動はかりが日本に相当入り込んでから規制をかけると、非常に社会的な損失が生じるわけでございます。手戻りが生じるわけでありまして、そうならないうちに、やはり先手を打って、事前に規制をするという意味では、適切な時期になりつつあるのではないかというように、私としても理解した次第でございます。

一方、非自動はかりというのは静止させますから、はかり方は1つしかないのですけれども、自動はかりというのは、物が動いている、その動き方は非常に多様ですから、それに対応できる技術というのはなかなか容易でないと思われまして。それを一つ一つクリアしながら、信頼性のチェックをどうするのか、そういうことがこれからの技術的課題になるかと思しますので、あわせてそこを、制度設計とともに技術開発もやっていただければよろしいかと思っております。

以上でございます。

○内山田会長 ありがとうございます。いずれもかなり普及してきたものが、規定がないばかりに制度、信頼性、結果的には計量そのものに対する不安というようにならないように、これは早く決めていかなくてはいけないということをおっしゃっているというように、私自身も思いましたし、その間、制度がないために安いというだけで物が入ってきて、計量の世界を混乱に陥れるということがないように頑張っていたいただきたいと思います。ありがとうございます。ご意見、しっかり受けとめてまいります。

ほかにございませんか。

<意見なし>

○内山田会長 よろしいですか。それでは、第2章につきましてもご承認いただいたということで、第3章に進みたいと思います。

第3章につきまして、ご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

<意見なし>

○内山田会長 よろしいですか。ないようですので、第3章につきましてもご承認をいただいたということで進めたいと思います。

それでは、ただいまご議論いただきました答申（案）の今後の取り扱いでございますが、

表現の部分で、河村委員からご発言のあった部分について、これはどのようにできるかということを一応事務局のほうで考えていただきますが、表現の仕方につきましては会長に一任させていただくということで、趣旨は十分受けとめておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、あとのご意見は主に今後の制度設計、それから行政に落とし込む部分での、皆様のさらなるご意見というように思いましたので、これは事務局のほうにしっかり受け取っていただきたいというように思います。そのように今後の手続を進めさせていただいて、日程的には冒頭説明があったとおりでございます。

本日の議題は以上でございますが、その前に、全体を通じまして、委員の皆様で何かご感想とかご意見ございましたら。本日で今般の計量行政審議会は最終ということになりますので、何か強い思いとかありましたら、ぜひ承っておきたいと思っております。どうぞ。

○一村委員　私は基本部会に参加しておりましたので、今回の課題に関しては、こういう議論を踏まえて、しっかりとした方向が出たと思うのです。その中で一番印象的だったのが、あちこちに産総研という名前が出てまいりまして、産総研に対する期待値が大きいというのがよくわかりました。一方で、現在、特定国立研究開発法人という制度が動いていて、理研、物・材とともに産総研になっているかと思えますけれども、そういう特定国立研究開発法人に対する基準は、どちらかというと知的創出のほうに重きが置かれているような感じがしまして、今回のようなテクノロジーインフラとかイノベーションインフラに対するとおろにあまりフォーカスを置いていないように拝見できます。そういう意味で、今回の答申にありますように、国全体がイノベーションを進める上では、こういうテクノロジーのインフラ部分も非常に重要であるということを、ここと直接は関係ないのですけれども、いろいろな場で議論いただければと思います。

○内山田会長　ありがとうございます。どうぞ。

○高増委員　基本部会の部会長を仰せつかりました高増でございます。基本部会3回行いまして、ここのかんりの委員の方に出ていただきまして、非常に多岐にわたって議論ができて、おかげでそれなりの答申（案）ができて、きょう、大体お認めいただいたので、どうもありがとうございます。

やはりきょうのご指摘にもあったように、新しい規制とかを入れていくにしても、コスト的なものとか効率的なものを考えつつ、公平性とか、そういうものを担保していかなくてはいけません。そういうことを踏まえて、みんなで議論して、これができたと思っております。

ます。ただ、先ほどもご指摘があったように、これは本当の大ざっぱなことしか書いていないので、これを実現していくことに関しては、いろいろな方のお力が要ると思いますので、その辺もよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○内山田会長 どうぞ。

○河村委員 「思いを」といっていただいたので、済みません、私の思いを申し上げたいのですけれども、最初の回するときにも申し上げたのですが、全体に、この答申の最初の部分も最後の部分も、ともすれば民間の参入とか規制緩和のほうが目的一样にも読めるのですけれども、どう考えても、ここは計量を審議するところで、「おわりに」にも書いてありますように、「取引・証明における信頼性の確保」ということをいささかも低下させることなく、どうやったら民間参入できるかということであって、民間参入させるに当たって、どれぐらいなら信頼性が低くなってもいいかとか、そういう話ではないはずなので、計量行政に携わる経産省の方には、そこをはき違えないようにしていただきたいということ、消費者団体としてお願いするところでございます。

○内山田会長 その思いは、少なくとも計量行政審議会の中ではみんなコンセンサスは得ていると思います。制度が確保された上で、少しいろいろな可能性があっているのではないかという議論だったように私も思いますし、そのために、「はじめに」も「おわりに」も、そのことをもう一遍しっかり念押しをして答申（案）をつくっていただいていると思います。

では、本当にありがとうございました。これで全ての今回の審議を終わりましたので、先ほど申しましたように、このたびの計量行政審議会、パブリックコメントでよほどひっくり返るようなことがない限りはこれで最後だというように思いますので、最後のご挨拶に移りたいと思います。

これより先は写真撮影も可となっておりますので、よろしくお願いいたします。

まず私から、皆様にお礼のご挨拶をさせていただきたいと思います。冒頭も申しましたが、皆様、それぞれ大変お忙しい方ばかりで、この限られた期間に集中的に審議をしていただいて、審議会としては2回なのですが、この間に基本部会が3回ございまして、先ほど高増部会長からご発言もありましたように、かなりの審議会の委員の方が基本部会のほうにも参加していただいたということで、本当にありがとうございました。

おかげさまで、約10年ぶりの計量行政審議会の開催という中での議論でしたけれども、私は大変いい議論を皆様にしていただいたのではないかと思います。もう何回もお話に出

ていますが、3つの視点ということで、民間事業者の参入の促進、技術革新・社会的環境変化への対応、それから規制範囲とか規定事項の再整理・明確化、3つの大きな柱でなっておりますけれども、当初ございました経済産業大臣からの諮問に、まさに応えることができたのではないかと思います。

きょうもまたご発言がございましたけれども、第1回計量行政審議会でも民間事業者の参入の促進などにつきまして、信頼性の確保ですとか、公平、公正の観点が大事であるということを、たくさんの委員の方からご意見をいただきました。改めまして、その間の議論を細部まで詰めていただきました高増委員を部会長とします基本部会の皆様に、ここにおみえにならない委員の方もみえますが、お礼を申し上げたいと思います。当初の指摘に対して、大変丁寧に基本部会のほうで議論、それから文言としての対応をしていただいたというように思います。

この経済産業大臣への答申を受けまして、よりよい計量制度の構築に向けて、この答申が、次はいよいよ実行に移るといいますので、改めまして行政の皆様、この答申の内容、それから答申をつくるに当たって各委員の方々が込められた思いみたいなものもしっかり反映していただきたいとお願い申し上げまして、私のお礼のご挨拶にします。皆さん、本当にありがとうございました。

続きまして、末松産業技術環境局長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○末松産業技術環境局長　産業技術環境局長の末松でございます。まず内山田会長はじめ委員の皆様方には大変ご多忙の中、お集まりいただき、熱心にご議論いただき、答申をとりまとめていただいたことに厚くお礼を申し上げます。

5月20日の第1回以降、熱心な議論をしていただいて、今回、答申にも「次なる10年に向けて」というようにありますが、今後10年間で取り組むべき内容が示されたと認識しております。当然、このような制度見直しの議論は10年間隔で行うということではなくて、必要があればまたきちんとやっていきたいと思っています。

きょうもお話がありましたが、例えば産総研の機能にしても、ソフトインフラを支えるものとして、我々もしっかり対応していきたいと思っています。

また今回の答申ですが、先ほど大ざっぱという言葉もあったのですが、行政からすると、進むべき方向はしっかり書いていただいたと思っております。政省令の手续とか、そういうものがありますので、そこはパブリックコメントを踏まえて、いろいろ調整していきたい

と思いますが、我々はどのように作業していけばいいのかというのはしっかり承ったと思っています。

計量制度は、我が国の国民生活、経済産業における取引の信頼性を確保することと、経済の発展に貢献し、社会の根幹を支える重要な基盤だと思っています。計量行政を取り巻く現状の変化と課題に対応して、将来も適正な計量を確保できる制度を維持していくことは非常に大切だということでございます。この計量制度の見直しの答申の内容を実現すべく、必要な制度構築を行い、計量関係者のみならず、使用者、消費者も含めて、各方面の皆様のご理解を得ながら着実に進めてまいりたいと思います。引き続き、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げて、お礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○内山田会長 どうもありがとうございました。

最後に吉岡室長から、今後の進め方につきまして、事務的なスケジュールをご説明いただきたいと思います。

○吉岡計量行政室長 本日はどうもありがとうございました。

今後につきまして、まずご指摘いただきました修正につきましては、会長とご相談させていただいて、必要な修正を加えた上で、答申（案）をまとめたいと思います。

本日、ご審議いただきました経済産業大臣への答申（案）につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、事務局より今後、パブリックコメントの手続を行いまして、適切な対応をして進めてまいりたいと思っていますので、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

○内山田会長 どうもありがとうございました。

それでは、本当に最後の最後になりましたが、これで第2回計量行政審議会を終わらせていただきます。5月以降、皆様、大変ありがとうございました。

——了——

お問合せ先

産業技術環境局 計量行政室

電話:03-3501-1688

FAX : 03-3501-7851